

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(教育委員会事務局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

教育委員会事務局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

教育委員会事務局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

- ・ 主に直近事業年度（令和 3、4 年度に完成・完了したもの）を対象とした。

2 対象所属

教育委員会事務局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 請負工事や業務委託が適正に施行されないため、工事的な目的物や委託成果品の性能や品質が確保されず、工事費の不当請求や対策費用の支出により損害が生じるリスク	ア 整備計画等に沿って施設を設計し、設計図書を適切に作成しているか。[設計]	指摘事項1
	イ 積算基準等に従い、適正に積算を行っているか。[積算]	指摘事項2
	ウ 受注者が適正に契約を履行していることを確認しているか。[施工]	指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5 指摘事項6 指摘事項7 指摘事項8
	エ 検査基準に従い、適正に検査しているか。[検査]	指摘事項9 指摘事項10
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項2 指摘事項3

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 請負工事・業務委託における設計図書作成について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

請負工事・業務委託における設計図書^(注)は、発注者による予定価格の算出、監督、検査の実施、受注者（入札参加者）においても請負価格の算出、施工並びに履行に際しての基準となる重要な書類であることから、履行を求める内容についてはもれなく設計図書に書き込むことが発注者の責務である。

(注) 設計図書とは、設計図や国・市等で定める特記仕様書を含む仕様書をいう。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－１のとおり不備が見受けられた。

図表－１ 設計図書の条件明示の不備 （計 7 件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	標準仕様書の指定の不備	施工方法、使用材料、施工管理等に関する条件が明示されていなかった	1	－	－	1
2	産業廃棄物の条件明示の不備	発生する産業廃棄物の種類、処理方法等が明示されていなかった	1	1	1	1・2・4
3		電子マニフェストの使用義務化に関する特記仕様書を添付していなかった	－	1	－	2
4	特記仕様書の記載内容の不備	特記仕様書において準拠する仕様書の年版の記載を誤っていた	2	－	－	10・11

[原因]

設計図書の作成基準が明確にされていなかったこと、作成した設計図書を複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、履行内容が適正に設計図書に記載されていなかったため、適正な履行を求めることができず、工事目的物や委託成果品の性能や品質を確保できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 教育委員会事務局は、設計図書の作成基準を明確にし、定期的な研修等により設計担当職員に周知徹底すること。
2. 教育委員会事務局は、設計図書を適正に作成するためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

2 見積徴取による積算業務について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（以下「品確法」という。）第 7 条において、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、その他の事務を適切に実施しなければならないと規定されており、公共工事の予定価格の作成を適正に実施するのは発注者の責務である。

教育委員会事務局では、過去の監査での見積徴取に関する指摘を受けて、工事及び事業請負

(建物修繕・業務委託) 関係書類の手引き (以下「関係書類手引き」という。) を策定するとともに、比較見積ガイドライン (令和元年 12 月改定 契約管財局) に準拠しており、次のとおり規定されている。

- 仕様要件を仕様書として書面により明確に定めること。
- 予定価格の算定に際して下見積を行う場合、所属のルールとして恣意的な運用であると思われることが無いよう留意する。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－２のとおり不備が見受けられた。

図表－２ 見積徴取による積算の不備 (計 10 件)

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	積算ルールの不備	本市基準による積算を行わず、見積徴取を実施していた	1	－	1	1・4
2		施工条件、仕様等の見積条件を明示せず見積徴取を実施していた	1	1	－	3・5
3	価格決定ルールの不備	徴取した見積価格の全体において調整率を適用していた	1	1	－	2・6
4		徴取した見積金額の一部価格において端数調整を実施していた	1	－	－	8
5		徴取した見積金額の平均を適用していた	2	－	1	1・4・5

[原因]

過去に実施した改善の取組が形骸化し、見積・積算ルールが理解されていなかったこと、積算書類を複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、積算業務が適正に行われていないことにより、正しい予定価格を設定することができず、最適な落札者を選定することができないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

1. 教育委員会事務局は、関係書類手引きの見直しなどを行い、見積・積算ルールを定期的な研修等により積算担当職員に周知徹底すること。
2. 教育委員会事務局は、積算業務を適正に実施するためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

3 監督業務における書面協議について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

本市発注の請負工事並びに業務委託の契約書において次のとおり規定している。

- 監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
- 催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除等（以下「協議等」という。）は、書面により、行わなければならない。

教育委員会事務局では、過去の監査での指摘を受けて関係書類手引きにおいて、同様の規定・周知が行われていた。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－3のとおり不備が見受けられた。

図表－3 書面協議の不備 （計14件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	監督職員通知の不備	受注者に監督職員氏名が書面で通知されていなかった	－	3	－	2・3・7
2	書面協議の不備	受注者との協議等が書面で記録されていなかった	7	3	1	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11

[原因]

過去に実施した改善の取組が形骸化し、受注者との協議ルールが理解されていなかったこと、受注者との協議が書面で行われているか複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、書面による協議が行われないことにより、受注者との認識に差異が生じるなどによって紛争に発展するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 教育委員会事務局は、関係書類手引きの見直しなどを行い、受注者との協議ルールを定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。
2. 教育委員会事務局は、受注者との書面協議を確実に行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

4 業務委託における契約変更の手続きについて改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

業務委託における契約変更ガイドライン（平成 28 年 11 月 契約管財局）（以下「ガイドライン」という。）には、契約変更に関する事務の取扱いが次のとおり定められている。

- 大幅な金額の増減^(注)や新たな業務の追加が生じる場合、契約変更手続きを行ったのちに
変更業務に着手する。
- 上記以外の設計図書の訂正及び変更については、監督職員の権限により書面により受注者
へ通知し、変更業務に着手できるが、速やかに契約変更手続きを行う。

(注) 大幅な金額の増減とは、変更見込額が当初契約額の 2 割を超える場合をいう。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－4 のとおり不備が見受けられた。

図表－4 契約変更手続きの不備 （計 3 件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	契約変更の手続きの不備	当初契約の 3.5 倍となる変更が生じたが、契約変更手続き後の着手が行われていなかった	1	－	－	11
2	受注者への変更内容の通知の不備	変更業務に着手するにあたり、受注者との書面による協議が行われていなかった	2	－	－	10・11

[原因]

ガイドラインを理解していなかったこと、契約変更の手続きが適正か複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

変更手続を適正に行わないことにより、契約変更の妥当性などについて対外的な説明責任を果たすことができないこと、受注者との間に紛争が生じることなどにより、本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

1. 教育委員会事務局は、ガイドラインを定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。
2. 教育委員会事務局は、適正な契約変更手続きを行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

5 請負工事・業務委託における履行確認について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

請負工事・業務委託の履行確認においては、工事目的物や現場条件等により履行内容が一樣ではないことから、個々の契約内容に応じ、具体的な状況に留意して実施することが重要である。

教育委員会事務局が監督業務において適用する大阪市都市整備局監督要領（以下「監督要領」という。）によると、監督職員等^(注)は、工事を適正に履行するため、公共建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）によるほか、以下の内容に留意して監督業務を行うこととなっている。

（注） 監督職員等とは契約規則第 43 条第 1 項の規定による監督を担当する職員及び当該監督を補助する職員（補助監督職員、担当職員）をいう。

- 工事を適正に履行するため、受注者からの実施工程表及び工事履行報告書に基づき、実施工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。
- 配置技術者の専任性、施工体制台帳、施工体系図等、施工体制について確認する。問題があれば必要に応じて適切な指導、処理を行う。
- 必要に応じて工事材料の検査、工事施工の立会い、工事途中における検査を行い、適正な施工状況を確認する。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－５のとおり不備が見受けられた。

図表－５ 履行確認の不備 （計 25 件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			該当する部署
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	施工計画書の確認不足	施工計画書が未提出であった	2	—	—	1・5
2		施工計画書に施工方法の記載内容に不足があった	4	2	—	1・2・5・7・10・11
3		施工計画書に産業廃棄物の処理の記載内容に不足があった	2	2	1	1・2・4・5・7
4		施工計画書に安全管理の記載内容に不足があった	4	2	—	1・2・5・7・10・11
5	施工管理報告（出来形、品質管理）の確認不足	不可視となる出来形を証明する写真に不足があった	1	1	—	1・7
6		品質管理のための電気測定データが不足していた	1	—	1	4・5
7		ケミカルアンカーの削孔深が施工写真で確認できなかった	1	—	—	1
8	受注者の提出書類の確認不足	完成図書が提出されていないかった	1	—	—	5

[原因]

契約内容に応じた内容が提出書類に具体的に記載されているか複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

監督業務における施工計画書の確認や施工管理を適正に実施していないことにより、請負工事が契約どおりに履行されず、工事目的物の性能や品質を確保できないため、工事費の不当請求や対策費用の支出により損害が生じるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項5]

教育委員会事務局は、提出書類を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

また、確認する仕組みを定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。

6 請負工事・業務委託における施工体制の確認について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

5で述べたルール、あるべき状況等のとおり、監督職員は、設計図書に記載されている受注者が実施すべき事項について、適切に確認し不備がある場合は指導し改善させる必要がある。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－6のとおり不備が見受けられた。

図表－6 施工体制の確認の不備 （計12件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	施工体制台帳の不備	施工体制台帳の提出がなかった	－	2	－	3・7
2		施工体制台帳に作業員名簿が添付されていなかった	4	3	1	1・2・3・4・6・7・8・9
3	配置技術者の不備	契約書第19条に定める業務責任者が配置されていなかった	2	－	－	10・11

[原因]

建設業法、その他関係法令に基づく受注者の施工体制が適正か複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

請負工事・業務委託における施工体制が確認されないことによつて、適正な技術者による施工体制を確保できないリスク及び本市の信用が失墜するリスクがある。また、事故等の発生により、目的物の完成や成果品が遅延することで、市民生活に影響を及ぼすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 6]

教育委員会事務局は、受注者の施工体制を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。

7 請負工事・業務委託における安全管理について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

5で述べたルール、あるべき状況等のとおり、監督職員は、設計図書に記載されている受注者が実施すべき事項について、適切に確認し不備がある場合は指導し改善させる必要がある。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－7のとおり不備が見受けられた。

図表－7 受注者の安全管理の不備 (計 14 件)

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	受注者の安全管理の不備	保護帽の着用がなかった	－	1	－	3
2		安全教育・安全訓練の記録が提出されていなかった	7	3	1	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11
3		道路上での業務実施において、道路使用許可を受けずに業務が実施されていた	2	－	－	10・11

[原因]

労働安全衛生法、その他関係法令に基づく受注者の安全管理体制が適正か複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

請負工事等における安全管理が徹底されないことによって、事故等が発生し、市民や受注者の安全を確保できないリスク及び本市の信用が失墜するリスクがある。また、事故等の発生により、工事の完成もしくは発注者への引き渡しが遅延するなど、市民生活に影響を及ぼすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 7]

教育委員会事務局は、受注者の安全管理体制を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。

8 請負工事における産業廃棄物の適正処理について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

請負工事における産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、次のとおり規定されている。

産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならない。

また、本市発注工事については、令和4年4月1日以降の契約締結分より電子マニフェストの使用が義務化されている。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－8のとおり不備が見受けられた。

図表－8 産業廃棄物の処理の不備（計6件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	マニフェストの未交付	産業廃棄物が適正に処理されたか確認できなかった	2	2	1	1・2・4・5・7
2	電子マニフェストの未使用	電子マニフェストが使用されていなかった	－	1	－	2

[原因]

廃棄物処理法、その他関係法令に基づく請負工事における産業廃棄物の処理が適正か複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

請負工事における産業廃棄物の適正処理が徹底されないことによって、不法投棄等が行われ、市民の生活環境を損なうリスク及び本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項8]

教育委員会事務局は、産業廃棄物の処理を適正に行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

また、当該仕組みや関係法令を定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。

9 請負工事・業務委託における完成・完了検査について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

検査は、目的物を最終的に受け取るか否か等の判断をする契約に関わる事務の中で極めて重

要であり、適正な検査のための工事・施設修繕等の検査について（平成 22 年 2 月 契約管財局）に次のとおり記載されている。

検査では、契約書等通りの出来上がりとなっているか、発注の目的が達成できているかを確認する。具体的には、書類および現場確認により、当該工事・施設修繕等の契約書、設計図書、仕様書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質等について確認する必要がある。

なお、検査の客観性を高めるため次のとおり記載されている。

検査を主な業務とする部署においてすべての検査を行うことが理想である。また、検査を主な業務とする部署のない所属においても所属内の検査を集約して行う部署（以下、「検査集約部署」という。）を定め、同一部署で検査を行うことが、検査の質を確保する上で望ましい。個別の工事・施設修繕等に関して同一担当において監督・検査が行われると、厳正な検査を行えないおそれがあるので、避けるべきである。

本市規則等では、監督職員と検査職員が同一であってはならないとは明文化されていないが、大阪市契約規則第 46 条に「検査を担当する職員は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて」とあり、別人であることが想定されることから、監督職員以外から検査職員を選定し、より多くの目で確認することによって、確実な履行を図るべきである。

ただし、やむをえず課長級職員である監督職員と検査職員が同一となる場合においては、監督職員を補助する職員と検査職員を補助する職員が同一とならないよう選定するなど、工夫を図るものとする。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－9 のとおり不備が見受けられた。

図表－9 検査の不備 （計 8 件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	履行内容（品質・出来形）の確認不足	検査調書作成のため確認を行った検査記録がなかった	5	1	1	1・4・5・6・7・10・11
2		品質・出来形報告に不備があったが検査記録に記載されていなかった	—	1	—	2

[原因]

検査業務における具体的な確認項目を設定していなかったことが原因である。

[リスク]

適正な検査が実施されないことにより、工事目的物の品質及び成果品の品質が確保されないリスクがある。また、検査結果について対外的な説明責任を果たすことができず、本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 9]

教育委員会事務局は、技術的な検査の品質を確保するためのチェックリストを作成するなど、検査職員が適正に確認する仕組みを構築し実施すること。

また、確認する仕組みを定期的な研修等により検査職員に周知徹底すること。

10 請負工事における成績評価について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

請負工事成績評価要領（平成 25 年制定 契約管財局）には、大阪市が発注する請負工事の成績評価に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とし、監督又は検査で確認した事項について、工事ごと、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとされ、評価の方法や評価結果の通知について規定されている。

[現状]

今回の監査において、実地で調査した結果、図表－10 のとおり不備が見受けられた。

図表－10 成績評価の不備 （計 13 件）

番号	検出事項	検出内容	該当する部署			抽出番号
			施設整備課	中央図書館	生涯学習担当	
1	成績評価の不備	評価対象項目の選択に不足があった	－	3	－	2・3・7
2		資料提出がないのに評価されていた	4	3	－	1・2・3・6・7・8・9
3	評価結果の通知の未実施	受注者に成績評価結果を通知していなかった	－	3	－	2・3・7

[原因]

請負工事成績評価要領に規定されている目的と項目・細別ごとの採点方法、受注者へ評価結果を通知することの理解が不足していたこと、採点や評価結果の通知を複数名で確認する仕組みが整備されていなかったことが原因である。

[リスク]

成績評価の目的と項目・細別ごとの採点方法が理解されていないことで、的確かつ公正な成績評価が行われないリスク、成績評価結果を通知しないことにより、受注業者の適正な選定及び指導育成に支障をきたすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 10]

1. 教育委員会事務局は、請負工事成績評価要領を定期的な研修等により評価職員に周知徹底

すること。

2. 教育委員会事務局は、成績評定や評定結果通知を適正に行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。

第7 その他

留意すべき事項

今回の監査結果では、抽出監査であるにもかかわらず、教育委員会事務局の設計、積算、施工、検査について、広範囲の部署で数多くの不適切な事務が確認されたことから、チェックリストを用いた確認の運用や職員への周知徹底など多数指摘しているところである。

特に指摘事項の一部については、過去に実施した監査と同様の内容を繰り返しての指摘となっており、教育委員会事務局には猛省を促したい。今後同様の事態が生じないよう、指摘事項に対する対策を確実に継続していくために、対策状況を適宜検証し、常に確認できる仕組みを構築するなど、継続的に取り組まれない。

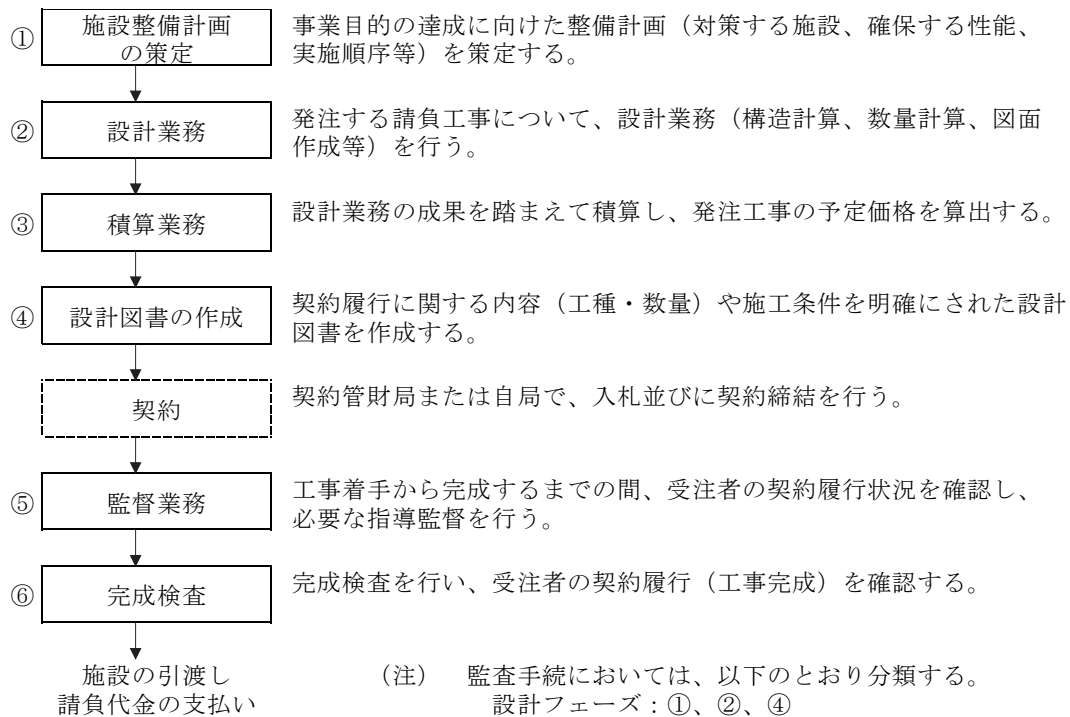
また、今回の指摘への対応については、各担当部署における個別の指摘事項の改善だけでなく、今後は、局内で担当する部署を集約するなど組織の編成替えや、自らの組織で業務を担当することの可否なども含め、請負工事並びに業務委託の業務執行体制を見直すことも検討されたい。

参考

1 請負工事に関する事務の流れ

教育委員会事務局における請負工事に関する事務については、図表－11 のとおり実施されている。

図表－11 請負工事に関する事務の流れ



（注） 監査手続においては、以下のとおり分類する。
設計フェーズ：①、②、④
積算フェーズ：③
施工フェーズ：⑤
検査フェーズ：⑥

2 監査対象案件（請負工事、業務委託）

令和3、4年度に完成した請負工事（34件）と業務委託（22件）の中から、適正に施行されていない場合に想定されるリスク（図表－12 参照）を踏まえ、図表－13 に示すとおり、監査対象案件を選定した。

なお、請負工事、業務委託それぞれの抽出状況は、図表－14、15 のとおりである。

図表－12 請負工事並びに業務委託において想定されるリスク

分類	抽出理由	想定されるリスク
契約	契約金額が高額なもの	- 工種が多く、ミスが発生する可能性が高い - 工事費への影響が大きい
	落札率が低いもの	粗雑工事（手抜き施工）が発生する
	設計変更があるもの	適切な設計金額が設定されていない
	工期延期があるもの	適切な工期が設定されていない
	随意契約しているもの	競争性が働かず、落札率が高くなる
入札	一者入札案件	契約条件が適切に設定されていない
	性能発注（事業者に委ねる部分が多い）	履行確認が不十分となり、施設の性能等が確保できない
工事内容	特殊な材料・工法を使用するもの	- 特殊材料や特殊工法の必要性を検証していない - 特殊工法に対する積算ミスや履行確認の不備
その他	工事成績評定点が低いもの ^(注)	出来形、出来ばえ等の工事品質が低下する
	社会的に影響の大きいもの	- 事業が適切に進捗しなければ、市民生活に支障をきたす恐れがある（地震対策・老朽化対策等） - 事業が適切に進捗しなければ、社会的な影響が生じる恐れがある（万博関連等）
	不適正施工や事故の発生によりリスクが顕在化したもの	再発防止策が継続的に実施されていなければ、不適正施工や事故が再発する恐れがある

(注) 工事成績評定点 65 点未満の成績があった者については、翌年度の受注可能本数が減となり、工事成績評定点 60 点未満のとき 2 か月入札参加停止措置が行われる。

（「契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領」「大阪市競争入札参加停止措置要綱」）

図表－13 本監査の対象案件（請負工事、業務委託）

抽出番号	種別	請負工事・業務委託の名称
1	建築	阿倍野中学校開閉テント設置工事
2	建築	大阪市立平野図書館排煙窓改修工事（その3）
3	電気	中央図書館舞台照明設備改修工事
4	電気	もと平野青少年会館低圧引込改修電気設備工事
5	電気	もと立葉小学校外灯修繕請負
6	機械	新東三国小学校プールろ過設備改修工事
7	機械	中央図書館二酸化炭素消火設備改修工事
8	機械	西高等学校外1校昇降機設備改修工事
9	機械	我孫子中学校外4校昇降機設備改修工事
10	測量	不動産登記測量業務委託（桜宮高等学校外11校）
11	測量	不動産登記測量業務委託（新庄小学校第2グラウンド予定地）
12	調査	敷津浦小学校外4校耐力度調査業務委託
13	調査	荻田小学校外4校耐力度調査業務委託

図表－14 対象案件の抽出状況（請負工事）

種別	対象工事		抽出工事		抽出率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
建築	2	9,625,000	2	9,625,000	100%	100%
電気	7	12,505,704	3	7,603,004	43%	61%
機械	25	486,935,900	4	158,453,900	16%	33%
合計	34	509,066,604	9	175,681,904	26%	35%

図表－15 対象案件の抽出状況（業務委託）

種別	対象業務委託		抽出業務委託		抽出率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
測量	10	97,471,955	2	77,219,676	20%	79%
調査	12	343,755,500	2	74,087,200	17%	22%
合計	22	441,227,455	4	151,306,876	18%	34%